



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	採卵養鶏部門における生産調整の実施とその帰結 : 北海道を中心に
Author(s)	大森, 隆; 長尾, 正克; 坂下, 明彦
Citation	農経論叢, 72, 67-76
Issue Date	2018-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71381
Type	departmental bulletin paper
File Information	72_67_76.pdf



採卵養鶏部門における生産調整の実施とその帰結 －北海道を中心に－

大 森 隆・長 尾 正 克・坂 下 明 彦

Adjustment of egg production in poultry farming and its consequences: The case of Hokkaido

Omori Takashi, Nagao Masakatsu, Sakashita Akihiko

Summary

Along with the increasing demand for eggs against the high economic growth after World War II, poultry farming underwent rapid expansion in Japan. Sluggishness in the egg industry came after demand for eggs reached its saturation point around 1970. To promote and support this industry, a price stabilization system was implemented, followed by an adjustment policy in production in 1974, when enterprise-led poultry agribusiness continued to expand. Under such circumstances, enterprises that refused to cooperate with the adjustment policy were challenging the whole system. Although the expansion frame was designed in the excess phase, large-scale enterprises continually acquired poultry farms from small and medium-sized enterprises that went bankrupt due to a lack of investment, leading to oligopolization in the market. As for the JA, its consistently developed and implemented adjustment policies in production resulted in nothing but the dissolution of poultry complexes.

1. はじめに

採卵養鶏振興のために、第二次大戦後初めて政府が打ち出した政策が1960年に制定された養鶏振興法である。この内容には養鶏関係者が期待していた卵価安定対策が盛り込まれなかったが、いくつかの養鶏奨励策が打ち出された。それは、優良な資質を備える鶏の普及制度および養鶏経営改善のための措置であり、いわば農家副業養鶏の支援策であった。一方、融資制度も1952年の農林漁業金融、1956年の農業改良資金、そして1961年の近代化資金と充実を見るようになり、養鶏振興の後押しをした。

しかし、1960年代になると、ケージによる多数羽飼養が可能になったことから、これに適合的な外国鶏の導入が盛んとなり、農家養鶏の規模拡大が進行し、企業的な農家事業養鶏が育成されるとともに、大手資本をバックにした企業養鶏も起業された。もちろん農家副業養鶏も残存していたが、

そのウエートは縮小しつつあった。

そのため、鶏卵の生産量は伸び続け、1971年には戦後最大の約180万トン記録し、卵価は著しく下落し、需給は軟化して農家養鶏は窮迫することとなった。そこで登場してきたのが価格安定基金と生産調整政策であった。

以下では、農政が戦後、鶏卵市場に介入した政策とその帰結について、北海道の現場も踏まえて考察を行うことにする。

2. 価格安定基金の創設と初期の生産調整

(1) 価格安定基金の創設

1) 鶏卵価格安定基金の創設

鶏卵の価格が不安定になり、価格安定対策が養鶏業者から要望されたが、畜産物に関しては既に1960年に「畜産物の価格安定等に関する法律」が制定されていた。この法律制定の主な目的は乳製品であり、一応鶏卵も含まれてはいたが、鶏卵は保存性が低いため事業団の買い入れ対象にはな

らなかった。事実上、鶏卵の価格安定制度の適用は除外されていたのである。

しかし、養鶏振興法の制定を契機に鶏卵生産の意欲が高まり、1960年から1970年までの間に、鶏卵生産量は全国、北海道ともに約3倍となった。これにより鶏卵価格の上昇は抑えられ、1953年以降の価格水準は大きな変動がなく推移してきた。価格は低迷しても、この間の諸物価上昇によるコストの増大は大きく、これを経営の合理化によって凌いできた。とは言っても、1969年頃からの卵価の低迷は、中小規模養鶏を経営の合理化努力だけでは対応が困難な状況に追い込んだ。一方で、鶏卵生産量は伸び続け、生産過剰傾向が顕著となってきた。まさに農家養鶏の危機であった。そこで農林省は鶏卵の調整保管の実施や鶏卵生産出荷指導事業により鶏卵の需給調整を行ったが、焼け石に水の状態であった。

この間、全国販売農協連（以下全販連と略す）は農家養鶏の危機を突破するために需給安定に向けた自主的な基金制度を構築したが、財源不足に陥った。そこで全販連が主導して、1966年に農林省や都道府県の出資による公的な基金「全国鶏卵価格安定基金」を設立することとなった。生産者の基金加入条件は成鶏めす100羽以上を常時飼養し、鶏卵の全量を加入農協に委託販売していることであった。したがって、この条件が満たせない企業養鶏や農家事業養鶏は基金に加入できなかった。

一方、農協系統に属さない商社系企業養鶏や農家事業養鶏も鶏卵生産者であるわけで、これらが結集して新たな基金制度を設置する構想が生まれた。同床異夢では足並みがそろわず、結局、飼料メーカーが強く推進して全国鶏卵販売農業協同組合連合会を設立し、既存の日本養鶏農業協同組合と提携して、1969年に商社系の「全日本卵価安定基金」が国の認可、出資を受けて発足した。農協系統よりも設立が3年遅れていた。

これら二つの公的な鶏卵価格安定基金は、その後2012年に合併し、業務は日本養鶏協会が引き継いでいる。

2) 配合飼料価格安定基金の創設

家畜頭羽数の著しい増加に伴って、配合飼料への依存度が高まり、飼料の安定供給と価格安定は

畜産経営上、大きな問題になっていた。そこで全国購買農協連（以下全購連と略す）は配合飼料の供給安定基金構想を明らかにし、1968年に「全国配合飼料供給安定基金」を創設し、配合飼料価格が著しく高騰した場合、組合員に対して保険的給付を行うこととなった。

農林省は1973年に配合飼料高騰対策として飼料緊急対策を打ち出したが、商社系に政策の受け皿となる飼料供給安定基金がなかった。基金設立の動きはあったが、まとまらなかったのである。そこで、農林省は行政上の公平を期するためにその基金設立を急がせ、日本飼料工業会が1973年に「全日本配合飼料価格安定基金」を立ち上げた(註1)。

鶏卵生産費の60～70%近くを占める飼料費の変動は、鶏卵価格の変動と共に養鶏業の経営を圧迫した。養鶏業の経営不振は、配合飼料代の滞納から始まるので、飼料販売会社は養鶏業の資金繰りまで関与せざるを得なかった。その意味で、配合飼料の価格安定基金制度は飼料メーカーや飼料販売業者にとってもメリットのある制度であった。

以上の鶏卵価格安定基金と配合飼料価格安定基金は、養鶏業にとって経営安定のための有効な政策となったが、生産調整が開始されると生産計画の履行が基金加入の条件となることでそれを後押しする性格を与えられた。

(2) 生産調整の登場と商社系企業の反発

卵価の乱高下に備えての基金制度ではあったが、鶏卵生産が過剰基調になるとたちまち基金が枯渇し、その穴埋めは生産者のみならず国の財政負担にもかかわってきた。基金制度は生産調整があってはじめて有効に機能するものであるから、設立当初から過剰供給に対しては生産者が自主調整を行っていた。しかし、卵価の低迷が続く、基金が枯渇の危機に遭遇したことから、生産調整を政策として導入すべきであるという声が農協系統から発せられたため、農林省は生産調整政策の導入に踏み切った。

そのため、商社系企業養鶏側は、1973年から始まった国の生産調整政策に危機感を持ち、それをけん制するために、1976年に日本鶏卵産業協会を設立し、政治活動を開始している。その設立趣旨を北海道における業界第一位のA社社長は「このこと（生産調整のための羽数制限）は誠におろか

なことです。畜産物の貿易自由化の中で日々輸入量が増加し、日本の畜産が大きく浸食されている今日、このような行政指導が依然として続けられるならば、畜産業はますます弱体化していくのは目に見えており、はなはだ遺憾で残念なことです」と述べている（註2）。

さらに同社長は、これらの商社系企業養鶏は「このような苦境の中にあっても、新たな日本鶏卵産業協会会員を募るなどしたことから、現在では会員25、飼養総羽数2,000万羽と国内最大の養鶏団体として、自由経済を基本に養鶏産業をさせるべく、国と大きな政策の相違を持ちながら多様な主張を繰り返し、業界に対して反省や注意を呼びかけながら、大いなる新政策を提言し、実行に移している。中でも注目しなければならないことは、現在の政策・制度は一部の養鶏企業の利益を擁護し、増進していることである。日本鶏卵産業協会が現政策・制度を批判すればするほど、国や保守派はそれを反動的にとらえて現政策・制度を一層強化し、一般養鶏家の企業行動を規制する。…、そして結果的には、急速に押し寄せる自由経済下の畜産物国際競争に対応できず、日本の養鶏を守ることにならないばかりか、自分の企業すら守ることができなくなり、まして一部の者のみの利を生みださせてしまうことに気付かないのである。誰のための生産調整か、誰のための自主規制か、公正でない矛盾する政策・制度の押し進め方は、一般養鶏家が混乱すればするほど得をする者がいて、養鶏家が嫌気をさして廃業すればするほど得をする者がいる。こんなことは絶対許されてはならないのである」（註3）としている。

同社長の主張は、かなり過激な内容であるが、大規模化によって、低価格でも生き残れるという自負心が垣間見える。しかし、生産調整が直ちに畜産物国際競争に勝てないという話は、鶏卵が生鮮食品であるということを勘案すると明らかに論理の飛躍がある。

しかし、この協会の発起人は10名であるが、これらの企業は現在でも日本養鶏企業のトップテンに位置する企業ばかりである。先のA社社長は発起人であるとともに、1980年から1992年までの12年間この日本鶏卵産業協会の会長を務めていた。

この協会の会員の中にも意見の食い違いがあ

り、結局はA社のように生産調整に参加するグループとそれをあくまでもボイコットするB社などに分かれた。

（3）生産調整開始当初の概況

農林省は生産調整に先駆けて、鶏卵出荷調整指導事業、鶏卵の調整保管助成事業、鶏卵価格安定基金制度、全国液卵公社による買い上げ措置、液卵の輸入調整などの施策を実施してきた。しかし、鶏卵の過剰基調は変わらないので、1972年に計画生産のための強力な指導内容を通達した。その内容は以下の通りである。

第1に、鶏卵生産数量の把握および情報の伝達である。これは従来から行われてきた鶏卵生産出荷調整指導事業を拡充し、都道府県ごとに採卵養鶏について調査を行い、鶏卵需給に関する情報を関係者に伝達する取組みである。第2に、鶏卵生産出荷計画の作成および調整である。農林省は鶏卵の需要について、翌1年間および3年間の見通しを都道府県に示す。その後、都道府県は管内の鶏卵生産動向を考慮して、向こう1年間の生産計画と3年間の見通しを作成し、管内関係者に徹底を図る。また、都道府県は鶏卵生産調整地区協議会を設置し、その地区の鶏卵生産について検討し、都道府県鶏卵生産出荷計画に沿うよう調整する。第3に、各種地域振興計画との調整である。鶏卵の生産に影響を及ぼす農業振興地域整備計画などの各種地域振興計画は、鶏卵生産出荷計画との調整を行う。第4に、補助事業および融資制度との調整である。鶏卵生産の増加に伴う各種補助事業および農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金による事業の実施は、鶏卵生産出荷計画と調整する。第5に、商社系の養鶏団地や、飼料工場または孵化場などの新設もしくは増設については、鶏卵生産出荷計画に即すよう国および都道府県で指導する。

このような生産調整は、一種の紳士協定であり、生産者は一律に行政の指導に従うという性善説にもとづいて実施された。したがって、生産調整に関する第三者による確認は行わず、あくまで自主申告になっていた。

3. 生産調整の強化と商社系企業の対応

（1）生産調整の強化

1972年に実施した生産調整のための指導は、必ずしも養鶏業者全員が歩調を合わせたものではなかった。中小羽数規模の農家養鶏や農家事業養鶏はある程度は増羽を抑えたが、もともと生産調整に消極的であった商社系企業養鶏や大規模農家事業養鶏は、生産調整には参加せず、実質的に増羽を続けた。その結果、1974年に入っても需給の不均衡は解消せず、鶏卵の市況は低迷した。加えて石油ショックの影響で飼料価格が大幅に上昇したため、鶏卵の生産費が膨らみ、養鶏経営は極めて厳しくなった。そのため、全国的に大量の廃業者を出している。

この事態に対処するため、農林省は鶏卵の生産段階にとどまらず、飼料および鶏卵の生産に関わるすべての関係機関に「生産調整」の周知徹底を図るため、1974年4月に「鶏卵の生産調整の強化について」という3局長通達および畜産局長通達を出した。その内容は次のとおりである。

第1に、鶏卵需給調整協議会の設置である。北海道に即して言う、鶏卵生産の生産調整を効率的に実施するため、市町村、支庁および道段階に鶏卵需給調整協議会を設置し、各協議会が連携を密にし、生産調整を行う。第2に、飼養羽数の抑制である。3,000羽以上の採卵用成鶏めすを飼養する生産者は、原則として1974年4月末における採卵用成鶏めす羽数以上に飼養規模を拡大しない。第3に、補助事業および制度融資との調整である。農業構造改善事業など各種補助事業、または北海道養鶏振興資金等の融資事業の実施に当たっては、飼養羽数と抑制との関連を十分に考慮し、慎重に扱う。また、補助事業または融資事業に際して、①市町村協議会等から「生産調整に協力している者」である旨の証明を受けていること、②全国鶏卵価格安定基金または日本卵価安定基金の加入者であるという条件を満たす生産者を補助事業または融資事業の対象とすることにした。

このように3,000羽以上飼養者の増羽が抑制されることになり（註4）、1975年から無断増羽者は卵価安定基金や配合飼料価格安定基金から除外されるようになった。農林省はやっと重い腰を上げたのである。

このような中でも、商社系企業養鶏は採算さえ取れば、農林省の補助・融資や基金加入ができ

なくとも、利益を重視して増羽する懸念があった。

それでも、この生産調整実施直後の1976年と77年は卵価が飼料価格高騰に見合う水準まで上昇したので、生産者は一息つくことができた。

(2) ヤミ増羽をめぐる国会論争

当初は様子を見ていた商社系企業養鶏や農家事業養鶏の一部は、生産調整の行政指導が県により温度差があることを発見し、それらの県で集中的にヤミ増羽を展開した（註5）。

その典型が全国に当時400万羽規模を誇るB社と200万羽規模のタケクマグループであった。そのヤミ増羽を明るみ出したのは主として農家事業養鶏が結集した全国養鶏経営者会議（以下、全経会議と略する）であった。全経会議は既に数度にわたりこれら問題企業のヤミ増羽調査とその是正指導を農林省に申し入れていたが、対応はにぶかった。そのため、全経会議が独自に現地調査をし、動かぬ証拠となる現場の航空写真を撮影した。1978年には、全経会議がこの事実をもとに国会の6党派を招いて説明会を開催し、ヤミ増羽に対して国政レベルでの対応を求めた。このヤミ増羽の事実は出席した各党に衝撃を与え、衆議院農林水産委員会においてB社の社長など関係する4人を参考人として招き、集中審議が行われた（註6）。

しかし、この審議の結果、農林省が打ち出したヤミ増羽者の処分は、ヤミ増羽分の25%カットを条件に免罪する方針であった。全経会議は、これはヤミ増羽の追認に他ならず、これまで積み上げてきた運動の成果を台無しにすると反発したが、農林省の方針を転換することはできなかった。このあいまいな処分により、全国的に生産調整のタガが緩み、再びヤミ増羽問題を再燃させた。青森県八戸の飼料コンビナート建設は北東北一帯に大規模ヤミ増羽を誘発し、東京に東北の卵が溢れ、遠く九州まで送られる有様であった（註7）。

全経会議では、1983年に再び北東北の現地調査を実施し、三井物産や日配などの飼料メーカーに支援されたタケクマ、日本鶏業などの大規模ヤミ増羽の航空写真を撮り、実態を明らかにした。そして今回のヤミ増羽の特徴は、1978年のB社、タケクマのヤミ増羽に比べ、高床式鶏舎、インラインシステムなどの大規模養鶏の技術革新を背景にしており、農家養鶏にとってははるかに深刻な脅

威であることを全国の仲間に訴えた。また、「商社養鶏の大規模ヤミ増羽阻止全国大会」を開催し、国会請願も行った。この大会はマスコミでも報道され、国会でも各党から質問が相次いだ。ここに至って農林省は従来にない厳しさでヤミ増羽者やその背後にある商社、飼料メーカーに対して指導を行い、北東北のヤミ増羽には一応の歯止めがかけられた。特に岩手県大野村におけるタケクマの70万羽（全経会議推定）の大規模ヤミ増羽は、すでに土地造成が終わり、鶏舎が一棟建設中にもかかわらず中止されることになった。その後、タケクマは1985年に倒産している。この時に問題となったのは、飼料メーカーが飼料販売のシェアを拡大するため、養鶏企業に対して設備投資のための資金を融資していたことであった。これについて農林省は厳しい行政指導を行っている。ここで注目すべき問題点は、全農も子会社を通じてヤミ増羽をしているタケクマに対し設備投資資金を支援していたことである。農協系統の養鶏団地が危機に陥っていたこともあって、農林省の強力な指導により全農はタケクマに対する資金の支援を打ち切った。

その後、養鶏企業の倒産が相次いだ結果、養鶏企業に対する飼料メーカーの設備投資資金の援助は行われなくなった。行政指導による飼料価格安定基金に対する締め付けと、倒産養鶏企業に対する債権回収が困難をきたしたことが背景にある。その後の養鶏企業に対する飼料メーカーのスタンスは、直接養鶏経営を行う（株）伊藤忠飼料会社を除くと、配合飼料の販売に専念するものになった。

(3) 生産調整の廃止とその帰結

生産調整による羽数規制規模は、その後計画生産による指導規制となり、その対象規模も1987年には5,000羽から1万羽に引き上げられ、1991年にはさらに5万羽（当面3万羽）に引き上げられた。

1992年から鶏卵市況の軟化により卵価が低下したため、通達の業務方法書に基づいて制度減羽を実施しようとしたが、独占禁止法上の数量調整に当たると指摘されたため、事実上制度減羽は実施不可能となった。農家養鶏がほとんど消滅してしまい、企業養鶏への生産調整に介入することと

なるためであったと考えられる。

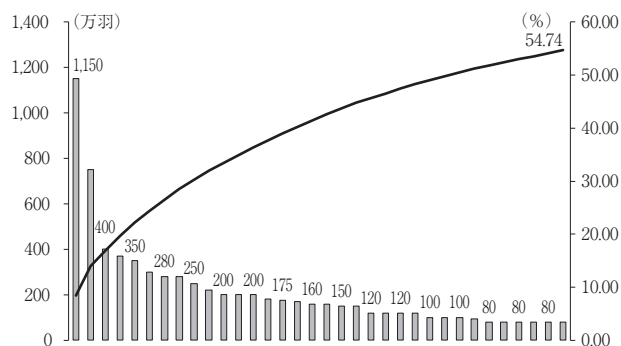
このため、2004年には鶏卵生産調整のための農林水産省通達は撤廃され、生産調整は終了した。同時に、生産調整を遵守させるために活動してきた全国養鶏経営者会議と、生産調整撤廃のために活動していた全国鶏卵産業協会も解散した。全国養鶏経営者会議は、あくまでも商社系企業養鶏とは一線を画し、農家の組織という枠組みの中で組織化がなされたが、全国鶏卵産業協会は商社系養鶏企業組織そのものであった。生産調整を撤廃させたということは、商系養鶏企業の勝利ともいえる。

生産調整は、中小規模養鶏を保護するための法律ではあったが、結果として中小規模養鶏の没落に拍車をかけたのである。生産調整を守らない業者に対する罰則は無いが、補助金や制度融資に対する制限、さらに国が出資する価格安定基金への加入資格の剥奪などが強化された。しかし、商社系の大企業養鶏はもともとそれらに依存しておらず、むしろ系統農協の養鶏団地を含む農家養鶏の方が、生産調整を遵守させられてしまったといえよう。

B社のように生産調整を大胆にボイコットして国会に参考人として招致されても、「消費者に安い卵を供給するのが企業の社会的使命」とであると主張すれば、それ以上の追求は困難であった（註8）。

また、生産調整に協力した商社系養鶏企業も、規制羽数規模が1万以上になると、従業員を社長とする子会社を設立し、表面上合法的に羽数規模の枠を拡大するという手法をとった。もちろん、この間倒産した中規模養鶏の買収も同時並行的に進めていた。したがって、生産調整が徹底されればされる程、農家養鶏は縮小していったのである。

図1は、生産調整の帰結としての2014年段階での80万羽以上の飼養規模の鶏卵生産者の分布とシェアを示している。棒グラフは1位から順に34位までの各会社の推定羽数を示している。第1位が1,150万羽、第2位が750万羽、第3位が400万羽であり、全国総飼養羽数1億3,612万羽の16.9%を占めている。250万羽以上は9社でありシェアは30.4%、200万羽以上は13社で同36.4%、150万羽以上は20社で同44.8%、100万羽以上は27社で同



資料：全農キュービー、東西貿易産業の資料により作成。

注：第1位から34位までを順に表記し、全国総羽数12,612万羽に対する累積シェアを実線で示した。

図1 2014年における全国80万羽飼養規模の鶏卵生産

50.5%である。図に示した80万羽以上飼養の経営は全体で34社あり、7,809万羽で、54.7%のシェアとなっている。非常に高い集積率である。

表出しなかったが、この数字のおよそ20年前の2005年をみると、この34社のうち80万羽以上の経営は26社であるが、全体で5,215万羽、全国総飼養羽数1億2,605万羽の39.0%であった。上位3社も750万羽、560万羽、250万羽であり、このシェアは12.4%であった。この20年間で顔ぶれは余り変わらないが、シェアは39.0%から54.7%へと15.7ポイントも増加しているのである。

4. 北海道における生産調整と階層変動

(1) 北海道養鶏会議と生産調整

1) 北海道養鶏会議の結成

1974年に農水省による鶏卵の生産調整強化が開始され、その受け皿の組織づくりが北海道によって推進され、ホクレンを中心に北海道の養鶏業界を一つにまとめ、実効性のある生産調整組織を形成しようとした。それが1977年の北海道養鶏会議の設立と北海道卵価対策特別基金制度であった(註9)。この特別基金とは、生産調整を前提に北海道の余剰卵をホクレンが全農を通じて都府県へ移出するための運賃と販売差損を補填する仕組みであった。ホクレンは「基金に参加しない企業養鶏も相場下落の影響から免れるので、基金に参加するように」と、商社系も含めた企業養鶏に働きかけた。

ところが北海道養鶏業の業界第一位であるA社

と業界第二位のC社はホクレンの熱心な誘いにもかかわらず、組織に加入することを拒否した。

A社社長の当時の発言では「このような基金が運営されることは、余剰になってもいいという風潮をもたらし、結果的には業界全体としての生産調整につながらなくなるのではないかと、ともかくも、自社では不需要期対策は計画生産で対応し、それでも余剰となった鶏卵は、自前で販売先を開拓し、本州へ販売している」(註10)と言っている。同様にB社社長は、「生産調整は経済原則に反する」と効率の悪い経営を

保護することへの疑問を提起した。最終的にはA社が農林省と北海道の説得により、北海道養鶏会議に参加している。同年、同社社長は農林省鶏卵生産調整特別委員に任命された。

当初は成鶏めす飼養羽数が1万羽以上層の養鶏経営の結集を意図したが、最終的には企業養鶏規模ではD社他1社、あるいは比較的規模が小さな生産者が抜けたものの、ほぼ北海道の大規模養鶏が結集し、生産調整のための統一組織として北海道養鶏会議が結成され、生産調整の実務を担うこととなった。

2) 生産調整の実態

北海道における生産調整の実施状況は、過去の資料散逸のため経年データは確保できなかったが、1990年から91年までのデータを得ることができた。1990年という年は、1987年から89年までの低卵価市況から久々に卵価が高騰した年であり、それを踏まえて、計画生産枠の拡大という方向で調整が行われている。

生産調整対象者は、農林省通達により成鶏めす飼養羽数3万羽以上の養鶏経営であり、北海道養鶏会議会員ばかりでなく、会員となることを拒否したすべての養鶏経営を網羅している。

図2でまず注目しなければならないのは、1990年2月に策定した1990年の飼養羽数枠に対し、1990年11月実績では飼養羽数枠からはみ出している養鶏経営が存在していることである。回帰線の勾配がほぼ農林省から示された増加率であるから、それを上回っているのがA社とそのグループ、

C社、そして(有)住吉千軒農場、E社である。

特にA社は、トータル羽数としては834,943羽も増加している。さらに、いつのまにか飼養可能羽数が増加しているばかりでなく、1991年3月の飼養可能羽数は鶏舎の増築により増加し、その羽数規模がそのまま計画生産枠となっている。年度ごとに農林省から通知される飼養羽数枠の貼り付けは、北海道養鶏会議が担っていた。

生産枠を無視して著しく逸脱しているB社と(有)竹浦ファームは、養鶏会議に参加していない経営であるが、生産調整対象であるはずの大規模養鶏も羽数規模枠を超えて羽数を拡大しているのである。

生産調整を忠実に実施してきた経営は、図3にみられるように不公平ということで生産調整を担っている北海道養鶏会議が調整し、羽数規模の拡大を希望する経営の要望を認めた。D社や北海物産(株)がこれに該当する。

これに対して、おおむね10万羽以下飼養枠規模の経営は、農林省が割り付けた増加枠を配分されたが、実際には投資を伴う増羽を行うことはできなかった。なぜなら、最新技術を装備した鶏舎を建設するためには、少なくとも5～10万羽の増羽が必要であり、その事業規模に適合しなかったからである。商社系企業養鶏を筆頭とする大規模養鶏のみがこの条件を満たすことができ、増羽を行った。さらに、中小規模養鶏の未消化増羽枠も大規模養鶏が話し合いの上で吸収することとなった。この時点で3万羽未満の経営は、農家事業養鶏というよりも個別農家養鶏に近いといえる。なお、

飼養羽数枠が3万羽未満の経営は計画生産の枠組みには規制されていない。また、3万羽以上経営であっても、法人化していない経営もやはり個別農家養鶏に属するといえる。

ともあれ、生産調整は当初全農が羽数規模を拡大しにくい農家養鶏や農家事業養鶏を守るため農林省に働きかけた政策であったが、以上みたように生産調整をすればするほど、大規模な商社系企業養鶏の羽数増加を促進することとなり、政策理念は貫徹しなかったといえる。

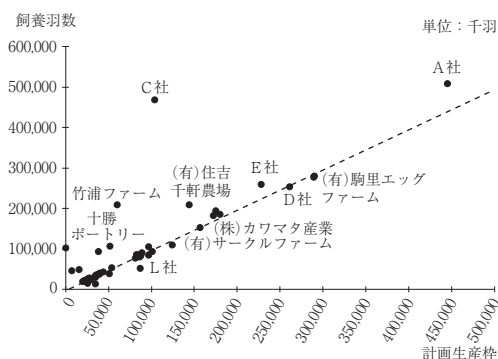
1990年の羽数規模枠の緩和は、鶏卵市況の軟化を促し、1992年から99年にかけて卵価の低下をもたらした。このため、再び鶏卵生産経営の廃業が相次ぎ、1997年には3万羽以上の大規模養鶏経営は28経営となった。1991年と比較すると20経営も減少しているのである。

(2) 生産調整による担い手の変化

鶏卵生産の担い手は、①個別農家養鶏、②総合農協が農家養鶏を団地化した系統団地養鶏、③個別農家養鶏や系統団地養鶏から企業養鶏に成長した農家事業養鶏、④商社系企業養鶏の4グループに類型化できる。

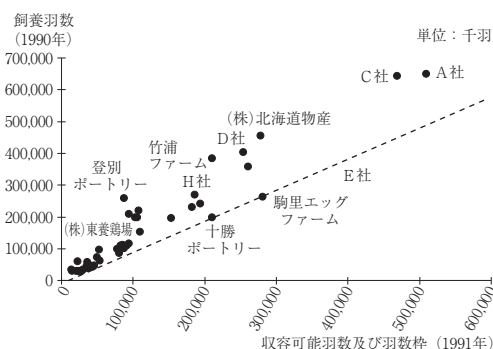
この類型を生産調整以後、資料の制約で1997年度に限られるが、北海道の大規模養鶏に当てはめたのが表1である。

生産調整に参加する養鶏経営は3万羽以上の比較的規模の大きい経営であるが、鶏卵販売先別に区分すると、次のように分類できる。第一が販売と生産が一体化している垂直統合方式のA社グループ、第二が販売を基軸とした水平統合方式のホ



資料：北海道養鶏会議資料より作成。
注：北海道内の3万羽規模以上の会社を対象とした。

図2 生産調整下の規模別増羽状況（1990年）



資料：北海道養鶏会議資料より作成。
注：北海道内の3万羽規模以上の会社を対象とした。

図3 増羽局面での規模別羽数動向

表1 生産調整対象経営の鶏卵販売先区分とその性格

単位：千羽

区分	養鶏場名	1997年 羽数規模	飼料購入先	農家事業養鶏以外の 区分
A社グループ	A 社	597.0	日本農産	商社系企業養鶏
	(株)北見ポートリー	197.6	日配	
	(株)登別ポートリー	182.7	協同	
	(株)十勝ポートリー	198.4	東食	
	計	1,175.7	その他	
ホクレングループ	D 社	342.4	ホクレン	企業養鶏
	(有)駒里エッグファーム	340.0	日配	
	(株)北海物産*	309.4	協同、ホクレン	
	F 社	291.0	協同、ホクレン	
	清水養鶏場・芽室ふ卵場*	242.7	協同、ホクレン	
	H 社*	220.7	日配、ホクレン	
	(有)サークルファーム	120.0	日配	
	I 社	119.0	ホクレン	
	(有)武石忠興農場	116.0	日配	
	(有)沼山ファーム	105.0	日配	
	(有)千歳ファーム	95.0	日配	
	J 社*	88.0	ホクレン、日配	
	K 社	84.5	日本農産	
	L 社	52.0	ホクレン	
	(有)若葉興業	28.0	ホクレン	
自販グループ	C 社	544.4	中部飼料	商社系企業養鶏
	鈴木農園	220.9	日清	漁家の事業養鶏
	住吉千軒ファーム	177.5	日配	
	(株)カワマタ産業	155.0	日配	
	(有)国際養鶏	111.4	協同	
	(有)岩内ファーム	103.8	日本農産	
その他	(株)竹浦ファーム	350.9		土建業の企業養鶏
	M 社	100.3	中札内飼料組合	
	ジービーファーム	49.8	中札内飼料組合	

資料：北海道養鶏会議資料により作成。

注：*印は鶏卵をホクレンに出荷しているが、一部自販もあることを意味する。

クレングループ、第三が販売と生産は一体化しているものの規模が小さい自販グループ、そしてその他である。

ホクレングループは一部自販も含まれる緩やかな統合組織になっている。自販グループは、本来的には養鶏経営にとって望ましい方式ではあるが、流通構造の変化により、問屋が減少し小売店も減少すると（註11）、相対的に少量ロットのこれらの経営の生き残る余地が狭められていった。

つぎに、販売先別区分ごとに飼料購入先をみると、垂直統合のA社は、飼料メーカーを特定せず、互いに競り合わせて飼料を購入している。ホクレングループは、ホクレンの意向としては、できれば鶏卵販売と飼料購入は連動してほしいが、系統外飼料メーカーの激しい売り込みと養鶏経営主体の考え方により、系統外飼料メーカーとホクレンくみあい飼料が併用されるほか、飼料は完全に系統外というケースもある。当初は、ホクレンくみあい飼料から出発したのであるから、飼料メカ

ーに蚕食されたことになる。その際、飼料メーカーは鶏舎の設備投資資金まで貸し付け、飼料の販路拡大を図ったケースもある。しかし、飼料メーカーから資金援助を受けた養鶏経営は、そのメーカーの飼料のみに依存せざるを得ず、結果として高い飼料を購入することになり、経営の不安定性を増幅させていった。飼料メーカーによる養鶏インテグレートは、鶏卵の販売はホクレンに任せ、飼料代を取り立てるというケースがほとんどであった。

最後に、担い手類型ごとの動向を整理してみよう。個別農家養鶏については、ルーツである副業的養鶏から複合養鶏に移行したとみられるが、小規模飼養農家が統計から除外されたために、その実態は明らかではない。ただし、単協からホクレンへ卵が出荷されているので、北海道

の鶏卵市場に与える影響はほとんどない（註12）。

系統養鶏団地については、ホクレンの養鶏団地はほぼ廃業状況にある。ただし、ホクレンと路線を異にする中札内養鶏団地は、(有)ジービーファームは廃業したが、M社が農家事業養鶏として存続している。

農家事業養鶏は表1の多数派をしめるが、個別農家養鶏から出発して飼料の購買、鶏卵の販売、鶏種の選定とその育雛等で単協の対応に物足らず、独自の意思決定を行うようになった農家が出自の企業養鶏である。鶏卵市場でのシェアは低いが、飼養戸数は多い。鶏卵の販売は主にホクレンに出荷しているが、すでに述べたように飼料の購入はホクレン一辺倒というわけではなく、飼料メーカーとも取引している例もある。

商社系企業養鶏については、農家事業養鶏ではない商社系企業が養鶏に進出した事例である。飼料販売業から本格的に養鶏に参入した地場資本のA社とC社がこれに該当する。このように、商社

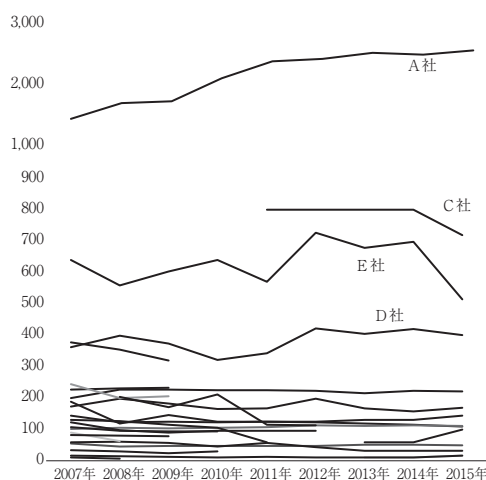
系企業といってもいわゆる三井物産系列のフィードワン株式会社（日本配合飼料と協同飼料を吸収合併、2015年）、伊藤忠飼料・中部飼料、日清丸紅飼料、三菱商事系列の日本農産工業など日本のビッグ3+1の商社系列とは異なり、あくまでも地場資本を意味している。

これらの類型を、北海道における経営主体の性格に当てはめてみると、1990年の時点においては、個別農家養鶏、農家事業養鶏、そして商社系企業養鶏の3類型に集約される（註13）。

（3）大規模養鶏の席卷

最近の大規模養鶏の動向を図4に示した。これによれば、大規模養鶏農家の再編が進み、2007年には22社あった養鶏企業は2015年には15社となり、この間に7社もの大規模養鶏が姿を消した。その中でも躍進が著しいA社は、2009年に道央養鶏グループであった駒里エッグファーム（377千羽、2007年以下同）、武石忠興農場（228千羽）、サークルファーム（107千羽）、沼山ファーム（83千羽）、および住吉千軒農場（244千羽）を立て続けに買収し、2015年には2,560千羽に達している。2015年の15社の合計は5,402千羽であるから、47.4%となる。そして、業界第2位の位置にあったB社（720千羽）は、鶏卵生産量日本一のA社に2014年に買収されている。

これに対し、ホクレングループはE社（515千羽）、D社（400千羽）など7社で1,579千羽であり、



資料：北海道養鶏会議の資料により作成。

図4 採卵鶏企業の飼養羽数の動向(2007-2015年)

全体の29.2%である。2007年には11社、2,349千羽で、総羽数5,311千羽の44.2%であったから、シェアは大幅に低下したということが言えるのである。

5. おわりに

戦後の高度経済成長によって鶏卵の需要は増大したが、70年頃には需要は飽和点に達し、数年間の卵価の低迷が続き、農家養鶏の廃業が相次いだ。そこで全農は農林省に働きかけて卵価の価格安定制度が実施された。しかし、商社系企業養鶏の大規模化が進行し、生産がさらに拡大したため、本格的な生産調整政策が実施されることになった。

1974年から開始された生産調整政策にもかかわらず、商社系企業養鶏によるヤミ増羽が続いたため社会問題化に至るが、非協力者への罰則は価格安定基金への参加停止と政策補助金や融資の停止にとどまった。一方、生産調整に協力的な商社系企業養鶏は、倒産した養鶏場を吸収するとともに、過剰緩和期の計画生産枠の拡大を利用して規模拡大を進めていった。これに対し、農協系統の養鶏団地は、生産調整に協力していたが、零細規模から抜け出せず、個々の廃業が続く団地としての実態を徐々に失っていった。まさにこの生産調整が系統養鶏団地を追い詰める結果となり、採卵養鶏業は少数の商社系企業養鶏と農家出自の農家事業養鶏に担われるようになった。ここに至って、生産調整政策は独占禁止法に抵触する恐れが発生し、廃止されることになるのである。

註

- (1) この二つの基金の外に、専門農協系の「全国畜産配合飼料価格安定基金」が、全農基金と同じ1968年に創設され、現在も存続している。
- (2) A社 [1994] pp.253-255. 以下、現時点で経営が継続している企業はアルファベットで名前を表記し、廃業等で存在しない企業は当時の実名とした。
- (3) 同上。
- (4) 1978年には5,000羽以上に改正された。
- (5) 全国養鶏経営者会議 [1987] p.38.
- (6) 『第84回国会衆議院農林水産委員会議事録』29号、1978年6月、pp.1～15.
- (7) 前掲『全国養鶏経営者会議の20年史』p.40.
- (8) また、B社社長は「私どもの会社は農民の会社であり、たくさんの農民の集合体が一つの会社の体裁

をなしておるということを申し上げたいと思います。私自身も生まれつき農家でございまして、多数の農家と一緒にわれわれの会社の事業を進めておるわけでございます。…なお、私どもの会社をさして商社養鶏というふうにおっしゃる方もございますが、日本に商社で経営されている農場もございます。その農場の羽数を見ますに、現在日本におります鶏の1%にも満たない少ない数でございます。私どもは、たくさんの商社あるいはえさメーカー、あるいはここにご出席の全農の皆様方と非常に仲よくお付き合いさせていただいて仕事を進めておりますけれども、特定の方々、金融機関以外からは資金的、資金的な御援助を受けて仕事をいたしたことは一度もございません。」と述べている（前掲『議事録』29号，p.4）。

- (9) 前史として北海道養鶏協会があったが、これが解散して北海道養鶏会議が新たに発足した。
- (10) A社〔1994〕p.255.
- (11) 鶏卵流通の変化については大森他〔2012〕を参照のこと。
- (12) 大森他〔2015〕p.65の表3を参照のこと。
- (13) ただし、当てはめることが困難な事例もある。例えば北海物産㈱は、企業養鶏として立ち上げた企業ではあるが、その際に全販連の支援を受け、全販連の指定農場として出発したほか、ホクレンと単協が立ち上げた豊浦町の桜畜産を合併しホクレンの傘下に入った経緯がある。北海物産㈱は、ホクレンと全販連の鶏卵取り扱いで問題となった養鶏企業でもあったが（大森他〔2015〕p.66を参照）、ホクレンと全農の話し合いがついた時点で系統利用企業となっており、その行動はA社やC社のような商社系企業とは異なる。

参考文献

- [1] 全国養鶏経営者会議『全国養鶏経営者会議の20年史―不屈の二十年―全鶏会議活動の記録』1987年
- [2] 伊予軍記「畜産経営の確立と農協の役割」（宮崎宏編『国際化と日本地区産の針路』家の光協会，1993年。
- [3] 『四十五年の歩み』A社，1994年
- [4] 大森隆・坂下明彦「鶏卵のフードシステムと系統農協の機能変化」『農経論叢』，第67集，2012年。
- [5] 大森隆・坂下明彦「北海道における採卵養鶏業の経営分析」『フロンティア農業経済研究』，第17巻第1号，2013年。
- [6] 大森隆・松本啓佑・坂下明彦「ホクレンによる鶏卵団地の形成とその後の推移」『農経論叢』，第70集，2015年。